

多久市、武雄市、小城市(小城町を除く。)、嬉野市、
大町町、江北町、白石町のアパート等の入居者様へ

水道使用開始の手続きのご案内

この度は、ご入居にあたり、水道のご使用を開始するための手続きについてご案内いたします。**ご使用開始日の3営業日前までに、必ずお手続きを完了していただきますようお願いいたします。**

お手続きが必要な方

全てのご入居者様が対象です。

※水道料金が家賃や管理費に含まれている場合は、使用開始手続きが不要な場合がございます。
管理会社または大家様にご確認ください。

お手続きの方法

以下のいずれかの方法により、お手続きをお願いします。



インターネット（推奨）

当企業団のウェブサイト
からのオンライン手続き
が、いつでもお申し込み
できて便利です。



または

電話【0952-68-2225】

インターネットでのお手続きが
難しい方はお電話でお申し込み
ください。

受付時間
平日 8:30~17:00

お手続きに必要な情報

○以下の情報をお手元にご準備ください。

- ・ 使用開始日
- ・ 住所（入居されるアパート等の住所、
建物名、部屋番号）
- ・ 契約者様（入居者様）のお名前
- ・ 連絡先（電話番号）

その他

○水道料金の口座振替申込み方法

使用開始から1~2か月後に届く「使用水量等
のお知らせ」に記載されている「水栓番号」を
利用することで、**佐賀西部広域
水道企業団のウェブサイトから
オンライン手続きが可能となり、
いつでもお申し込みできて便利
です。**

